

○ 第1-1号様式(第2条, 第3条, 第4条関係)その2 記入要領

1. 共同利用型介護事業所内保育施設については、「共同利用型」欄に○印を付すること。
2. 委託をしている介護事業所内保育施設については、「委託」欄に○印を付すること。
3. 「給食の状況」欄は、保育所で実施している場合にはアを、利用者が持参している場合にはイを、その他の場合には
ウ及び()書きで状況を記入すること。
4. 「安静室の延床面積」欄について、安静室の1人当たり面積は、概ね1.65㎡以上とする。
5. 最低基準を満たしていない場合、児童福祉施設最低基準第32～34条に掲げる設備・職員の配置の基準を
満たしていない要素に○を記入すること。
6. 「利用職種」については、保育所との保育契約をしている者を職種別について計上すること。
計画書、変更計画書は4月1日現在の臨時保育児童を除く利用者の実人数、実績書は臨時保育児童を含めた
利用者の実人数について計上すること。
7. 「保育施設での一般の乳幼児等の保育状況」については、地域住民、他施設等の乳幼児を保育している場合に、
その乳幼児数の年間平均数を記入すること。
年間平均児童数については、補助対象型別に定められた児童数の算定方法に準じること。
8. 「月額保育料」欄は、児童1人当たりの保育料月額(令和7年4月)を記入すること。
(1). 保育料の月額が年齢等により差が存する場合、保育料月額の総額を保育児童数で除した額とする。
(2). 保育料が日額又は時間単位で決まっている場合は、25日を1月とし、時間単位は8時間で1日とし換算して得られる月額とする。
9. 「介護職員数」とは、保有資格の有無に関わらず、4月末現在で介護業務に従事する職員の数を記載すること。
10. 「介護職員離職率」の算出は次式による。なお、計画書、変更計画書の数値は、当該年度の前年度の数値を使用すること。

介護職員離職率＝介護職員退職者数／平均介護職員数×100 (小数第2位を四捨五入)

※ 介護職員退職者数＝当該年度中に退職した介護職員の数

平均介護職員数＝(年度当初の在籍介護職員数＋年度末の在籍介護職員数)／2

○ 第1-1号様式その3記入要領

1. 計算によって生じた端数については、すべて小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記入すること。
2. 「保育士等職員数」欄は、次により記入すること。
(1) 保育士等職員は、「保育士」と「保育士助手」とし、「保育士」とは有資格者の保育士をいい、「保育士助手」とは、
有資格者の保育士以外の者で直接保育に従事している者(事務、給食職員等を除く)をいう。
(2) 「常勤職員」とは、年間を通じて平日は毎日8時間以上勤務するものをいい、「非常勤職員」とは、常勤職員以外のものをいう。
(3) 非常勤職員については、次式により算出した数(保育士等常勤職員換算数)を保育士等職員数に算入することとする。

各非常勤職員の月(年)間延勤務時間数

月(年)間開所日数×8h

補助対象型別の保育児童数の算定例

介護事業所内保育所運営費補助事業の「介護事業所内保育施設の種別」において、補助対象型別に定められた保育児童数に係る基準については、以下の各1～3の例による。

1. 児童数の算定方法

各月において設置する介護事業所に従事する職員と保育所との間に受託契約をしており、かつ各月において15日以上保育した職員の児童を、補助対象型別に定められた保育児童数として算定する。

2. 臨時に保育した児童数の算定について

臨時の保育については、下記の要領で換算した上で補助対象型別に定められた保育児童数の算定に含める。ただし、臨時に保育した児童の換算は、1日単位で保育した児童についてのみ行い、時間単位以下の保育した児童については含めない。

・換算方法

※(臨時に保育した児童の換算式)

(保育児童一人当たりの換算数)＝

(各臨時に保育した児童の月間延保育日数)÷(実際の月間延開所日数)

例)その月において1日あたり8時間、15日間開所した保育所において、

15日間保育した児童数 3人

6日間臨時に保育した児童数 1人

5日間臨時に保育した児童数 2人 である場合、

臨時に保育した児童数を換算すると、

$(6日) \div (15日) = 0.4$

$(5日) \div (15日) = 0.33$

であるから、これに15日間保育した児童数を加算すると、

$3 + 0.4 + 0.33 + 0.33 = 4.06$ 人 →補助対象A型

3. 補助対象施設の種別

各月における保育児童数の年間の平均によって求めた数が4.0人以上であれば、各月において4人未満であっても、補助対象A型とする。ただし、各月において4人未満の月が6ヶ月以上に達する場合は、当該補助対象型に該当しないものとする。補助対象A型特例、B型、B型特例についても、同様の考え方とする。

※ (2)の考え方の例)

①4～10月(7ヶ月) 保育児童数5人

11～3月(5ヶ月) 保育児童数3人 の場合

$\{(5人 \times 7ヶ月) + (3人 \times 5ヶ月)\} \div 12ヶ月 = 4.16$ 人

4人未満の月が5ヶ月間あるが、年間平均が4人以上の為→補助対象A型

②4～10月(7ヶ月) 保育児童数4人

11～3月(5ヶ月) 保育児童数3人

$\{(4人 \times 7ヶ月) + (3人 \times 5ヶ月)\} \div 12ヶ月 = 3.58$ 人

年間平均が4人未満の為→補助対象外

③4～9月(6ヶ月) 保育児童数5人

10～3月(6ヶ月) 保育児童数3人

$\{(5人 \times 6ヶ月) + (3人 \times 6ヶ月)\} \div 12ヶ月 = 4.0$ 人

年間平均4人以上だが、3人の月が6ヶ月ある為→補助対象外

※ ただし、年間の平均を算出する際の端数処理については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求めることとする。

介護事業所内保育施設運営に係る科目の説明

区 分	科 目	説 明
介護事業 所内保育 施設運営 収益	保 育 料 収 入	保育に要する費用の保護者負担額。但し、この費用には給食費を含むが、おやつ代は含まない。
	補 助 金 収 入	
	都 道 府 県	介護事業所内保育施設運営費に対する都道府県補助金収入
	市 町 村	介護事業所内保育施設運営費に対する市町村補助金収入
	設置者負担額	介護事業所内保育施設運営費に係る設置者負担額
介護事業 所内保育 施設運営 費用	お や つ 代	保護者が負担するおやつ代
	その他の収入	介護事業所内保育施設運営費に係るその他の収入。但し、1科目の金額が5万円を超える場合は独立の項目を設けること。
	給 与 費	
	常勤職員給与	常勤職員に支払った俸給
	職 員 俸 給	常勤職員に支払った諸手当
	職員諸手当	職員に対する社会保険料等の事業主負担額
	法定福利費	産休代替職員等の雇上保育士等(非常勤職員)に対する賃金(俸給)、報酬、諸手当、法定福利費
	非常勤職員給与	
	事 業 費 用	
	給 食 費	児童の主食費、副食費、間食費及び調味料等の費用
	保健衛生費	施設内医療に要する薬品、医療器具、衛生材料の購入費及び児童の健康診断の実施、施設内の消毒等に要する費用
	炊具食器費	給食等に必要の炊具、食器類の購入費用
	事 務 費 用	
	福利厚生費	職員の健康診断、福利厚生のための費用及び職員に貸与する被服等の購入費用等
	旅 費	施設業務のための職員の出張旅費及び各種職員研修への出席旅費
	消耗品費	施設運営に必要な消耗品(用紙、文房具、雑誌等)であって、給食費に属さない費用

区 分	科 目	説 明
	消耗器具備品費	事務用の計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものであって炊具食器費に属さない費用
	光熱水費 修 繕 費	電気料、ガス料、水道料、重油、プロパン等の費用 有形固定資産に損傷、磨滅、汚損などが生じたとき現状回復に要した通常の修繕のための費用
	役 務 費	事務用の郵便料金、電報料金、電話料金、諸物品の運搬料、近距離の乗船・乗車費用及び火災保険料等の各種損害保険料等
	借料損料	施設運営に必要な機械器具の借損料、会場借料、物品使用料、車両借上料及び駐車料等の費用
	業務委託費 減価償却費 そ の 他	洗濯、清掃等施設業務の一部を他に委託するための費用 固定資産の減価償却費 以上のいずれにも属さないもので事務費として支出する費用
	その他の費用	その他の費用。但し、1科目の金額が5万円を超える場合は独立の項目を設けること。
	退職給与引当金繰入	当該年度に支出する退職金及び退職金給与引当金繰入額
	委 託 費	運営を関係団体に委託している場合の委託料(保育士等の人件費、消耗品費、役務費等)